

議案第20号

南風原町下水道条例の一部を改正する条例

南風原町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年6月11日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）により消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、本条例の一般汚水使用料を改定する必要があるため提案する。

南風原町下水道条例の一部を改正する条例

南風原町下水道条例（昭和60年南風原町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項の表中「561円」を「572円」に、「75円」を「77円」に、「86円」を「88円」に、「102円」を「104円」に、「129円」を「132円」に、「156円」を「159円」に、「162円」を「165円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の南風原町下水道条例第23条第1項の表の規定は、令和元年10月分以降の月分として算定する下水道使用料から適用し、同年9月分以前の月分として算定する下水道使用料については、なお従前の例による。